

令和4年12月定例会 代表質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「自衛隊への適格者名簿の提出について」

○中井政友 議長のお許しをいただきましたので、日本共産党を代表して代表質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今毎日めっきり寒くなり、体調の管理、健康面への配慮が必要な時期になりました。現在コロナや風邪、インフルエンザなど、体調が悪くても原因を特定することもままならない状況です。体調に気を配りつつ、12月議会、市民の声を市政に上げていきたいと思っております。

コロナ禍が長く続く中、市民生活は様々な場面で困難が増しています。来年度の予算編成に向けての12月議会、市民本位な市政がより一層実現され、市政があらゆる分野で成果を上げられるよう期待し、日本共産党香芝市議団も11月30日、来年度の香芝市への予算要望を提出させていただきました。しかし、今審議中の国会では、国際情勢を見て岸田政権は、政府・自民党有識者会議等では2027年度にGDP比2%、11兆円規模の軍事費を2倍化すると財源確保と一体化して年内に決定を指示し、今後の増税と社会保障の削減が今議論になっています。コロナや物価高騰に苦しむ国民からは納得のいかない方針ではないでしょうか。一方、12月1日、財務省は資本金10億円以上の大企業の利益剰余金や引当金を含めた内部留保金が過去最高の500兆円を超えたと発表いたしました。増税や大軍拡とさらなる国民負担は、コロナや物価高騰に苦しむ国民からは納得のいかない方針ではないでしょうか。これらに対して、日本共産党市議団は今議会で個人事業主や零細業者への増税となるインボイス制度導入の中止、延期を求める国会への意見書を提出させていただいています。議員各位におかれましては、ご理解、ご支援をお願いいたします。

さて、今回の私の代表質問は、1番目に自衛隊への適齢者名簿の提出について、2つ目に幼・保再編方針について、3つ目に次期のみどりの基本計画についてを質問させていただきます。

まず、市民環境部に質問させていただきます。

自衛隊への適齢者名簿の情報の提供については、毎年度自衛隊から全国の自治体に適齢者情報の申請があり、香芝市でも提供していると聞いています。今回国の個人情報保護法も来年4月から新しく施行されるに当たり、改めてお聞きしたいと思います。

まず第1に、どこの自衛隊の管轄から申請が来られているかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○市民環境部長 お尋ねの件につきましては、自衛隊の奈良地方協力本部長よりございます。

○中井政友 奈良地方本部長から来られて、いつ頃毎年来られるかお願いいたします。

○市民環境部長 詳しく承知しておりませんが、覚えでは恐らく大体これから、この時期から来年の1月ぐらいにかけてだったかと記憶してございます。

以上です。

○中井政友 現在その適齢者名簿の対象になられる青年は何人ぐらいおられるかお願いいたします。

○市民環境部長 今年度依頼があるだろうっていう予定でお答えさせていただきますと、今年度でいいますと平成13年度生まれの方と平成17年度生まれの方が対象になるかと考えてございます。人数につきましてはそれぞれ約900人程度かということになってございます。

以上です。

○中井政友 今お聞きしましたら18歳と22歳のその学年になられる方々、この名簿を提供しているということですが、どういう内容の情報提供をされているかをお願いいたします。

○市民環境部長 住民基本台帳記載事項のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報でございます。

○中井政友 その現在の状況、いつ頃から今の形が始まったのかをお願いいたします。

○市民環境部長 いつからかということにつきましては、不明でございます、文書保存の廃棄の関係もございまして、恐らく、少なくともでいきますと平成17年度頃から以降は行っているものとは考えてございます。

○中井政友 平成17年以降は確かだけれどそれ以前は分からないと、そういうようなお答えかなというふうに思います。

今提供されているということですので、提供されている根拠のほうをお願いいたします。

○市民環境部長 本市の個人情報保護条例第8条の規定、それと自衛隊法施行令第120条関係を根拠にさせていただいております。

以上です。

○中井政友 私も個人情報保護条例を見ました。8条は法に定めがある場合、個人情報を提供できると、自衛隊法施行令120条は防衛大臣は募集に関し必要な報告または資料の提出を求められることがあります。これだけで個人情報の提供がされてるということではありますが、一方で住民基本台帳法第11条では閲覧は認められるが提供は認められない、そういうふうにあります。個人情報保護法に反しているとは思われないでしょうか。

○市民環境部長 反していないと考えてございます。

○中井政友 兵庫県の弁護士会ですけども、本人の同意なく住民基本台帳にある氏名や生年月日、性別、住所の4つの情報を、兵庫県は電子データで提供してるんですけど、電子データで提供するのは憲法の13条や住民基本台帳法など個人情報との整合性で検討に値するというふうに言われています。繰り返しですが、自衛隊法の別の97条第1項には「自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」というだけ載っています。また、自衛隊法施行令120条は、防衛大臣は募集に関し必要な報告または資料の提出を求めることができるというのみであります。これは、個人の情報を自治体が防衛省に出していいというふうな具体的なことを指していないというふうに考えます。このように考えることを鑑みて、各自治体ではそれぞれ対応が分かれているのが実態です。

奈良県内の2020年度現在では、39の自治体で紙媒体で提供しているのは10自治体、12市の中でも6市が提供、また他の6市が閲覧と分かれています。奈良市や橿原市、高田市は紙媒体の提供をしていません。こうしたことについて、香芝市では個人情報の提供を平成17年から行っているということですが、これに関してのお考えがありましたらお願いいたします。

○市民環境部長 本市においては紙媒体で提供させていただいております。特に、国からの見解もいただいております中で、特に問題はないと考えてございます。

以上です。

○中井政友 こうした全国の状況で、国会の中でも議論されている模様です。2003年、少し古いですが、衆議院の個人情報保護に関する特別委員会で、政府参考人は市町村に対して適齢者情報の提供を依頼しているところでありまして、あくまで依頼だと言ってます。当時の石破大臣は、私たちが依頼しても応える義務というものが必ずしもございませんと答弁しています。安倍元首相は、2019年に地方自治体の自衛隊募集への協力について地方自治体の6割以上が非協力的というふうな発言をされています。そういうことを考えますと、香芝市でも検討に値するのではないかと考えます。

弁護士など法律の専門家は、これらの法律について、法令によっても自衛隊に対象者情報の紙媒体での提供要請に応じる義務はないとしています。自治体が個人情報やプライバシーの権利を尊重する義務、憲法99条や13条から本人の同意なしの情報提供に応じるのは憲法や個人情報保護法、個人情報保護条例に違反していないかと、そうした危惧をされています。他市のように、個人情報保護の観点から情報提供の根拠や提供した対象年齢、人数、提供している情報の内容など、情報の子細を市民に広く周知し、少なくとも提供を希望しない市民については提出名簿から除外することを可能とする制度を設けられているところもあります。実施されて

いるところは県内でも少ないかもしれませんが、申請者数も少ないかもしれませんが、行政としての立場、姿勢を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

○市民環境部長 今のは、ご質問、最後のところでいいますと、そういう除外するような制度についてどう考えているかっていうところによろしいのでしょうか。

住民基本台帳法上の制度上、除外するっていうことは困難と考えてございます。それ以外の制度っていう形での立てつけにつきましては、他市町村の事例っていうのを、あるということでおっしゃっていただいておりますので、調査研究っていうか、勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○中井政友 名簿には確かに、住民基本台帳に本人の名前が載っていると思うんですけど、提供する情報から削除してくださいという申出をしています。法令によっても自治体に対象者情報の紙媒体名簿での提出要請に応じる義務はないと考えます。自治体が個人情報やプライバシーの権利を尊重する義務から本人の同意なしの情報提供に応じないでいただきたいと考えます。ある市ではそういうことをホームページで提供したりしていますし、県内でも他市でそうした除外申請を、申出を受け付けているというふうに広報されている例もありますので、ぜひご検討いただけたらというふうに思います。

「香芝市幼保再編基本方針について」

次に、2番目に、幼稚園の再編基本方針についてご質問させていただきます。

令和元年度、香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針が出されました。令和2年には第2期の香芝市子ども・子育て支援事業計画が出されています。既に幼・保再編計画は進められております。9月議会には民間幼稚園や保育所、こども園、保育士への国からの待遇改善策が出され、市内の幼稚園、保育所、こども園が今後どうあるべきかが問われるような状況になってきたというふうに思います。現在の幼・保基本方針についての質問をさせていただきます。

香芝市の公立幼稚園及び公立保育所の再編に関する基本方針のその計画の目的についてお答えをお願いします。

○教育部次長兼福祉部次長 福祉部次長として答弁させていただきます。

公立、先ほどおっしゃりました基本方針の策定の趣旨といたしまして、市内の人口分布の変化等によります需給バランスの不均衡といった課題に直面しておるところから、さらに施設の老朽化による大規模改修や建て替え等の対応も求められている中、今回の計画につきましては

本市の就学前の児童数の推移をはじめとしまして、保育を必要とする乳幼児数の動向、さらには市内の人口分布なんかを勘案しまして、市内外の幼稚園、保育園、こども園等の民間施設の機能を最大限に生かすとともに、相互に連携しながらどのようにすれば必要とする全ての子どもたち、保護者に教育、保育を提供できるか、そういったところを目的として策定しておるところでございます。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。今おっしゃいましたような民間保育所の位置づけ等があります。民間保育所は、保育園ですね、それぞれ経営主体によって理念があって、多様な目的で行われ、また保育内容においてもそれぞれが違うというふうに思います。ただ、保護者負担についても、いろんなオプションがありまして、保護者負担がかかっている、そうした実態も実際にはあるのではないかと、そういうふうに考えます。香芝市でも子育て支援計画策定時に保護者の意向についてのアンケートを取られていたというふうに考えます。そうした中で、アンケートではこうした公立民間保育所等への保護者の思いをどういうふうに受け止められているかお願いいたします。

○教育部次長兼福祉部次長 今議員おっしゃいましたのは、平成 30 年度に実施しました子ども・子育て支援に関する利用意向調査の結果のことだというふうに理解しておりますが、そのときの教育、保育等の利用の希望につきましては公立保育所や幼稚園を希望されている方が全体の 28%程度でございました。また、この調査におきまして、実際の利用の状況につきましては公立保育所が 22.8%、私立保育園が 23.5%、公立幼稚園が 18.5%というふうな状況になっておりまして、公立、私立関係なく保育を利用希望される方が多い状況であるというふうに認識しております。

以上です。

○中井政友 市の受け止め方は、保育の利用意向が多いと、そういう受け止めをしたっていうことですね。僕は、やっぱり公立の幼稚園や保育所の利用を希望する方が多いのではないかと、そういうふうに受け止めました。今学校でも統廃合を検討されているということを聞いておりますが、国のほうは機械的に子供の数に合わせて統廃合するのはよくないと、地域の事情を鑑みてというふうに言われています。保育所や保育園、幼稚園も同じではないでしょうか、地域の実情や声に合わせて判断すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 おっしゃるとおりでございます。保護者や地域住民の皆様にご理解をいただいたところから進めていく必要があるというふうに考えております。

○中井政友 今現在コロナ禍でさらに増えてきましたが、子供が減り、保育所や保育園の運営が大変であることを聞いておりますが、人員が不足するからといって民営化するのは違うとい

うふうに思います。この民営化方針、どうしてか理由をお願いいたします。

○教育部次長兼福祉部次長 運営が大変ということや保育士が不足をしているから民営化をするということではございませんで、民営化によりまして民間業者だからこそできるサービスもございます。また、民営化することによりまして、運営費を国や県から補助で賄うことができるというふうなことから、市の負担も少なくて済みます。その結果、市の負担が減るということで、そのできた余剰の余剰金につかまして他の子育てのサービスに利用することができるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○中井政友 今私立のお話をさせていただきましたが、公立保育園については一般財源化されているというものの、子供の数において国から財政補助が来ていると思います。また、公立保育所は市の保育の基準になるものです。それぞれの民間保育園は、先ほどありましたように、それぞれの理念に応じて運営されているというふうに考えます。今、昨今保育園での事故も多発しています。多くが民間の保育所です。こうしたことについての市の相談というか、援助も必要だというふうに思います。民間保育園、それぞれの園の個別の事情があるというふうに思います。人員の問題、保育士不足の問題、採用されても退職されていく、人手が足らなくなっていく、そうした問題もあるのではないのでしょうか。

保育士不足の問題について話させていただきます。

厚労省やその他の自治体での調査では、同じ傾向で保育士の退職理由が出ています。1番には人間関係、2番目には給料が低い、3番目には仕事量が多い、4番目に労働時間が長いというふうに出ています。それぞれの保育士に仕事についてのモチベーションを上げるような必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 民間の保育園につきましては、システムの導入、もしくは保育補助の職員を雇用いたしまして保育士の業務の軽減につなげておるところでございます。

また、公立の保育所に関しましては、人間関係ということもございました。管理職によるコミュニケーション研修を重点的に今年も行っておるところございまして、募集時に先輩保育士の体験等を記載するなど、一緒に働いてみたいと思うような環境づくりについて努めておるところでございます。

以上です。

○中井政友 公立保育所、民間保育園、特に民間保育園での人手不足があるというふうに思います。民営化とはイコールではないものの、それぞれに市として相談に乗ったり支援することが私も必要だと考えます。民間保育所は市の管轄ではなくよく分からないところもありますが、今はどんな支援を考えられているかお願いいたします。

○教育部次長兼福祉部次長 すみません。先ほどもらしておりました。すみません。

市といたしましては、民間保育所から保育士の確保の難しさ、こういった現状を聞いておりますので、9月議会のほうでも提案がございましたように、ある一定の条件下ではございますが、1月から民間保育園に勤務されている保育士さんに1か月に2万円の給付を行うよう処遇改善を考えておまして、本会議で補正予算のほうに上程させていただいておるところでございます。

以上です。

○中井政友 今おっしゃっていただいた内容、また委員会でも議論されてると思いますが、よろしく願いいたします。

この民間保育園への支援っていうんですか、その期間はいつ頃までを考えておられるんですか。

○教育部次長兼福祉部次長 期間につきましては、令和6年度末、令和7年3月分までと考えております。

以上です。

○中井政友 2年間この支援を行って、どういうふうに運用して実態がどうなっていくか、また検証されていくというふうに考えます。

直接じゃなくてもさきのような支援をされていくわけでありますから、民間保育施設の経営内容や実態は今ほどのように把握されているのかをお願いいたします。

○教育部次長兼福祉部次長 民間保育園に対しましては、毎年、施設型給付費もしくは補助業務に関しまして、現地にて確認監査のほうを実施しております。また、奈良県と一緒に、2年に1度になりますが、現地にて施設の監査のほうを実施しております。

以上でございます。

○中井政友 私もネットを見てそれぞれ各園の状況を見たり、今社会福祉法人は、WAMNETというネットワークをされておって、そこに定款とか経営内容とか、載ってる、載ってないも各園によって違うんですけど、情報開示されています。そうしたことを、経営努力、各園の自己評価も必要です。民間保育園の保育士が集まらない、採用しても続かず、保育士がどうしたら集まるのかを考えられているというふうに思います。今保育士不足は民間だけではなく、公立保育園でも同様のことが起こっているというふうに考えます。このように考えると、根本的には何十年も変わっていない保育所の運営基準、この改善が必要だと思います。4、5歳児の基準は7年以上変わっていません。1、2歳児の基準も50年以上変わっていません。

保育士になりたい理由、厚労省の令和2年の統計では断トツに保育士になるのが夢だったというふうな結果が表れてます。その他は、資格が取れる、あるいは保育にやりがいがある、面

白さがあると感じる、そういうふうになりました。こうした思いをつなげる努力が公立であっても民間であっても必要ではないでしょうか。そして、市民にとっては、香芝に住み続けたい、そう思うような保育環境の整備が必要だと思います。今後香芝市は幼・保再編基本方針を進めるというふうにあります、全ての民間委託化、統廃合するという計画は行き過ぎているというふうに考えますが、どうしてこの方針化をされるのかお願いいたします。

○教育部次長兼福祉部次長 民営化につきましては、公立幼稚園及び公立保育所の再編等の基本方針、これが立てられておりますので、これに基づきまして保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら進めていくということになっております。

以上でございます。

○中井政友 保育所の、24条1項でしたかね、児童福祉法には市町村の保育義務という実施義務があります。さきのアンケートのように、公立保育所をよいと考える保護者も多くおられます。公立保育所は、地域の保育基準となる保育が安定して行われます。多くが民間保育園になると、市場原理と自己責任で、量の確保ができてそれぞれの方針、経営理念の下で運営が行われ、香芝市の保育が統一性がなくなってしまいます。基準の異なる多様な施設や親の経済力によって子供の受ける保育に格差が生じてはいけません。直接契約のため、入所できなくても保護者の自己責任になります。子供の保育を受ける権利を保障するために市としての保育責任、児童福祉法 24条の1項市町村の保育実施義務を、全ての子供の保育を守ることにつながるというふうに考えます。そうした保育施設の、公立保育施設の統廃合、民営化について、拙速に進めず、答弁にありましたように地域の状況や経過、保護者の声を踏まえ、見直しを図っていただくことはできないでしょうか。

○教育部次長兼福祉部次長 今ございました 24条に関しましては、24条の1項に関しましては公立だけではございませんで、私立のほうも対象になっておるのかなと思っております。そういったことも踏まえまして、総合的に基本方針のほうについてご理解のほうをいただけますように進めてまいるのが責任だというふうに考えております。

以上です。

○中井政友 分かりました。しかし、市としての責任を持てるような検討あるいは見直しをしていただける、そういうふうをお願いいたしまして、この問題については終わります。

「次期緑の基本計画について」

○中井政友 次に、都市創造部への質問をさせていただきます。

令和4年10月12日、第2回策定委員会が行われました。香芝市みどりの基本計画の施策に

ついて提案されました。そこでは、町の玄関口、駅や農地、住宅についての議論もありました。

まず第1に、みどりの基本計画の位置づけについてお聞きしたいと思います。

○都市創造部長 都市緑地法第4条第1項に基づき都市における緑の保全や緑化に関する取組を進めるための目標や施策等を定めるもので、本計画は奈良県が策定した奈良県広域緑地計画を指針とし、上位計画である第5次香芝市総合計画に即した計画としてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。

このみどりの基本計画と他の香芝市の整合性についてはどのように今進められているかお願いいたします。

○都市創造部長 都市計画マスタープランに適合し、奈良県景観計画、香芝市環境基本計画、香芝市森林整備計画、香芝市公共施設等総合管理計画など、様々なまちづくりに関する計画との調和を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○中井政友 他の計画との整合性について聞きました。

第5次香芝市総合計画では、自然環境や景観の保全、生活基盤、地域拠点の整備、機能の充実、緑に関する施策、緑の将来像などが書かれていました。こうした将来像を描く際に重視されている考え方はどうした考え方でありましょうか。

○都市創造部長 本計画をただ単に緑の量を増やすだけの計画とするのではなく、市民の皆様の暮らしの豊かさにつながる計画となるよう将来像や基本方針を設定する必要があると考えております。現在策定委員会の中で委員の方からご意見をいただきながら、それらの実現化方策について検討を行っているところでございます。

以上です。

○中井政友 ありがとうございます。香芝市もそうした景観についても図っていく必要があると思います。

総務建設委員会でも倉敷のほうに、景観のまちづくりを視察させていただきました。この緑の目標値も数値として示されておりますが、どのような状況かをお願いいたします。

○都市創造部長 本計画では、市内の緑に対する市民満足度といたしまして、市内の緑に満足している人の割合を現在値 38.7%から 10 年後には 50%以上に、20 年後には 60%以上にすることを目標として設定する予定でございます。

ただし、現在策定委員会の中で委員の方からご意見を聞きながらこの設定についてはする予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 今策定の検討中ということで、決定というふうには言えない、ただこれからすぐ緑の満足度を上げたいというふうな思いが今伝わったというふうに思います。

この緑の市内の総量についてはどのようにお考えでしょうか、今香芝市に長年、引っ越される方々からは自然が多く引っ越してよかった、そうした声をよく聞きますが、総量についてのお考えをお願いいたします。

○都市創造部長 緑の総量といたしまして、現在値 1,153.9 ヘクタールを 10 年後も 20 年後も現状維持することを目標として設定する予定でございます。

ただし、先ほどもご説明させていただきましたように、策定委員会の中で委員の方のご意見を聞きながらその実現化方策について検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 近年宅地開発が進み、農地が家や店舗に変わっていると、そうした状況の中で緑の総量を上げるのは大変難しい、そういうふうにかえます。現状維持を目標にされているというふうにあります。都会のほうではビルや屋外にそうした緑を工夫して増やそうと、そうした努力もされています。そうしたことも香芝市でも必要かもしれません。

この総量に対する内訳についてももう少しお願いいたします。

○副議長（下村佳史） 津本部長。

○都市創造部長 本計画の目標として設定している緑の総量は、公園や緑地、市役所庁舎などの公共施設、公立学校などの市有施設のほか、私立学校、社寺境内地などの私有施設も含めた施設緑地と国定公園や近郊緑地保全地区、生産緑地、文化財などの地域制緑地の合計値でございます。

以上でございます。

○中井政友 公園や公共施設、あるいは社寺や農地ですね、そういうところを今考えてるということですね。

このみどりの基本計画が台頭してる緑の定義、今お答えがあったところを推測すると大体範囲が分かるんですが、なかなか市民に分かりづらいものだというふうに考えますが、定義の範囲を重ねてお願いします。

○都市創造部長 本計画におきましては、森林や山地、丘陵、施設の緑地、街路樹、植栽地、公園緑地、草地、河川、農地、ため池、水面など、幅広い緑を計画の対象としております。

○中井政友 幅広い緑、本当にそう思います。

特に今お聞きしたいのは、市民にとって毎日親しみがある、関心が高い本計画の公園に関する施策について教えていただきたいと思います。

○都市創造部長 公園に関する施策といたしましては、香芝市スポーツ公園や香芝市総合公園などの大規模な公園の整備推進に関する施策と身近な公園を含めた緑の空間の充実に関する施策を設定する予定でございます。また、公園整備に市民の皆様のニーズを取り入れるための施策についても現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 2番目に言っていた身近な公園、これ、今僕も近くの方で、よく畑仕事をされたりしてる人が増えてるんです。高年齢層が増えたこともあるのかもしれませんが、そうした市民ニーズを取り入れる施策を検討していただくというふうに教えていただきました。どうかよろしく願いいたします。

次に、近隣公園など身近な公園の施策についての内容をさらにお願いたします。

○都市創造部長 身近な公園、特に近隣公園に関する施策といたしましては、香芝市公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理や更新の施策として位置づける方向で議論を進めているところでございます。

以上です。

○中井政友 緑の多面的な価値を高め町を住みやすくする、これがみどりの基本計画方針だというふうに思います。市民ニーズを合わせるために協議会をつくったり、都市農地の保全、活用、公共空間の緑地、緑と親しむネットワークづくりなどが必要だというふうに聞いています。また、担い手づくりとして市民との協働、自治会など、アイデアを生かした公園整備が必要だと思いますが、次にお聞きしたいのは私の近くの駅の問題であります。

町の玄関口、駅というのもこのみどりの計画の一つのターゲットになるというふうに考えます。JR五位堂駅、香芝市の南のほうであります。今11月で多くの、落葉樹であります。多くの葉が落ちています。そしてまた、ロータリーについても、雑草が多く茂っていたり、そこまでの道についても雑草が多くありました。こうした除草や、関しての緑の活用ができないか、そうしたことをお聞きしたいと思えます。

○都市創造部長 JR五位堂駅前の落葉樹及びロータリーの雑草については、年2回シルバー人材センターのほうへ委託させていただいて除草はさせていただいております。また、五位堂の自治会において年2回、一斉清掃時に清掃活動をしていただいております。ただし、なかなかそれ以上のところについては対応できてない部分もございまして、またそういった情報があれば公園道路管理課のほうへ連絡いただければ、職員のほうでできる範囲でさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○中井政友 状況を見て公園道路管理課のほうに言ってほしいということですね。やっぱり1

年を通すと色々な時期がありまして、本当に行くまでにはばあって茂った雑草をよけて行くってということもありますし、多くの葉っぱが今落ちてまして、駅員さんとかシルバーの駐輪場の方が毎日のように掃除してるというふうな姿を見ますので、ぜひよろしく願いいたします。

自治会のほうでも年2回一斉清掃をしてるというふうに言われていますが、年2回では追いついていないのが実態だと思います。そこで、一つ考えますが、こうした活動についてのボランティアの参加、呼びかけの募集についてどのような方法でされているかお願いいたします。

○都市創造部長 こういった維持活動についてのボランティアについては、本市のほうでは募集活動は行っておりません。

以上でございます。

○中井政友 分かりました、市としてはボランティアの呼びかけはしていないということでありますね。

園芸や農業を守る方との連携っていうこともできないでしょうか。こうしたことに取り組むことで就職や実技を学ぶ場になるというふうに考えますが、そうした大学生、大学との連携あるいは大学等の連携ということは考えることはできないですか。

○都市創造部長 大学生の方でボランティアをしたいという方がいらっしゃいましたら、そこについては市としてもどういう方法がいいかっていうのは検討していくべきであろうかとは考えております。そういったことがまたご相談があれば、できる方法を協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中井政友 再度になると思うんですけど、現在駅に行く、改札に行くまでに2つのロータリーがありまして、年2回シルバーに木等の剪定等を委託されていると聞いています。そして、改札付近や道路排水と点字にかかる雑草や水の流れが滞り会所へのトンネルのようになったブロックに土、泥ですね、詰まってるの、この対処については今現在についてはどういうふうにされているのかお願いいたします。

○都市創造部長 そういった水路の詰まり等の連絡がございましたら、職員のほうで対応している状況でございます。

以上でございます。

○中井政友 分かりました。繰り返しになりました。市のほうに言っていただいたら、すぐというわけにはならないかもしれないけど対処しますと、そういう周知でいいというふうに考えます。

緑の創設や快適なまちづくりが必要です。そのための街路樹の整備、歩道管理の質の向上が必要と考えます。次には、自治会が管理すると聞いていますが、ふれあい公園の利用のルール

についてお聞きしたいと思います。

こうしたルールについては今どういうふうになっているのか。

○都市創造部長 自治会管理の公園につきまして、これは、ふれあい公園でございますが、お答えする立場ではございませんが、市内の本市が把握している自治会が管理するふれあい公園は 19 か所ございます。その公園のルールづくりにつきましては自治会様で検討していただくこととなりますので、自治会様からそういったご相談があれば積極的に市のほうで助言してまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

○中井政友 こうした公園のルールに相談があったら、自治会のほうから相談があったら一応受けますよっていうことですね。では、そこの中でルールについては検討してくださいというふうに考えたらいいかもしれません。受動喫煙や犬と歩きたい、利用制限の緩和をして子供とボール遊びをしたい、あるいは防犯カメラの設置等もあるかもしれません。こうした声については、自治会等でそれを管理している中で話を協議会のようにしてくださいと、相談には乗りますということと考えたらいいですね、分かりました。

SDG s など、市全体の方針にとった意見や対応も必要だと思います。今後もみどりの基本計画を価値あるものに、そして市民協働の取組にしていっていただけるようお願いいたします。市内でも既に市民協働の取組、西真美のほうでは街路の花壇等もされている、また真美ヶ丘のほうの観正山公園も、協議会ですか、そういうのを立ち上げられて検討、ルールですかね、考えられてるというふうに思います。こうしたまちづくりを一緒にやっていける場として今後このみどりの基本計画を充実していただきますようお願いいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。

以上です。